

我孫子市開発行為等運用・審査基準の一部を改正する告示

我孫子市開発行為等運用・審査基準（平成24年告示第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第25 公共施設の管理者の同意等</p> <p>（公共施設の管理者の同意等）</p> <p>法第32条 略</p> <p>（開発行為を行うについて協議すべき者）</p> <p>政令第23条 本文 略</p> <p>（1）から（3）まで 略</p> <p>1 本文 略</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 手続</p> <p>【条例】</p> <p>（事前協議）</p> <p>第6条 略</p> <p>（我孫子市開発行為検討会の設置）</p> <p>第7条 略</p> <p>（協議書の締結）</p> <p>第8条 略</p> <p>（事前協議の変更）</p> <p>第9条 略</p> <p>【規則】</p> <p>（条例第6条第1項に規定する事前協議の手続）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第25 公共施設の管理者の同意等</p> <p>（公共施設の管理者の同意等）</p> <p>法第32条 略</p> <p>（開発行為を行うについて協議すべき者）</p> <p>政令第23条 本文 略</p> <p>（1）から（3）まで 略</p> <p>1 本文 略</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 手続</p> <p>【条例】</p> <p>（事前協議）</p> <p>第6条 略</p> <p>（我孫子市開発行為検討会の設置）</p> <p>第7条 略</p> <p>（協議書の締結）</p> <p>第8条 略</p> <p>（事前協議の変更）</p> <p>第9条 略</p> <p>【規則】</p> <p>（条例第6条第1項に規定する事前協議の手続）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

3 略

別表第1（第6条、第10条関係）

協議担当課		主な協議事項
企画 総務 部の 項か ら子 ども 部の 項ま で 略	略	略
環境 経済 部	生活衛 生課	ごみ集積所、騒音、埋立て及び土壌汚染等に関すること。
	商業観 光課	商業施設、観光施設等に関すること。
	企業立 地推進 課	企業立地に関すること。

3 略

別表第1（第6条、第10条関係）

協議担当課		主な協議事項
企画 総務 部の 項か ら子 ども 部の 項ま で 略	略	略
環境 経済 部	手賀沼 課	騒音、埋立て及び土壌汚染等に関すること。
	クリー ンセン ター	ごみ集積所に関すること。
	商業観 光課	商業施設、観光施設等に関すること。
企業立 地推進 課	企業立地に関すること。	

	農政課	森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）等に関すること。		農政課	森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）等に関すること。
建設部	道路課	<b>道路施設、排水施設及び都市計画道路の整備に関すること。</b>	建設部	道路課	<b>道路施設、排水施設、都市計画道路の整備及び自転車駐車施設に関すること。</b>
	交通政策課	自転車駐車施設に関すること。			
	下水道課	下水道施設に関すること。		下水道課	下水道施設に関すること。
	治水課	雨水排水施設及び水路施設に関すること。		治水課	雨水排水施設及び水路施設に関すること。
都市部の項から農業委員会事務局の項ま	略	略	都市部の項から農業委員会事務局の項ま	略	略

で  
略

第 3 4 公益的施設

(開発許可の基準)

法第 3 3 条第 1 項

本文 略

( 6 ) 略

法第 3 3 条第 3 項 略

政令第 2 7 条 略

政令第 2 9 条の 2 略

1 略

2 開発行為の規模が 2 0 h a 未満  
の場合に特に必要とする公益的  
施設及び開発行為の規模

(1) ごみ集積所の設置基準

【条例】

(ごみ集積所及び集会施設を配置  
すべき開発行為の規模)

第 1 5 条 略

で  
略

第 3 4 公益的施設

(開発許可の基準)

法第 3 3 条第 1 項

本文 略

( 6 ) 略

法第 3 3 条第 3 項 略

政令第 2 7 条 略

政令第 2 9 条の 2 略

1 略

2 開発行為の規模が 2 0 h a 未満  
の場合に特に必要とする公益的  
施設及び開発行為の規模

(1) ごみ集積所の設置基準

【条例】

(ごみ集積所及び集会施設を配置  
すべき開発行為の規模)

第 1 5 条 略

**ア ごみ集積所の面積**

**(ア) ごみ集積所の面積は、有効面  
積とし、次の表のとおりとする。**

住宅の 形態 区画数 又は住	戸建て 住宅又 は共同 住宅等 ( 単身	単身者 向け共 同住宅 等	備考
-------------------------	----------------------------------	------------------------	----

戸数	者向け 共同住 宅等を 除く)		
10未 満	3.0 ㎡	2.0 ㎡	条例第 15条 第1号 ただし 書に該 当する 場合に 限る。
10～ 19	4.5 ㎡	3.0 ㎡	
20～ 50	住戸数 ×0. 3㎡	住戸数 ×0. 2㎡	
51～ 100	15㎡ + (住戸数 -5 0) ×0. 15㎡	10㎡ + (住戸 数-5 0) ×0. 1㎡	
101 ～ (集積 所の形 状がコ	同上	同上	

の字型 の場合)			
101 ～ (集積 所の形 状が建 築物の 場合)	22. 5㎡+ (住戸 数-1 00) ×0. 2㎡ (戸建 て住宅 を除 く)	15㎡ + (住戸 数-1 00) ×0. 15㎡	

\* 上記の表の住戸数とは、第一欄に掲げるものに該当する。

\* 単身者向け共同住宅等とは1区画の住戸専用面積が25㎡未満の共同住宅等をいう。

(イ) 開発区域内に複数のごみ集積所を設置する場合は、それぞれのごみ集積所ごとに上記の表を適用するものとする。

例：戸建て住宅の区画数が80で、区画数20ごとに分けてごみ集積所を4箇所設置する場合

上記の表の区画数又は住戸数20～50の欄を適用する。

(1箇所あたりのごみ集積所の面積は、有効面積で6.0㎡となる。)

(ウ) 共同住宅等で、単身者向け及び単身者向け以外の住戸で構成する場合は、市長と協議するものとする。

#### イ ごみ集積所の位置

(ア) 収集車が通行可能な道路に面した場所に設置すること。

なお、市道以外に面した場所に設置する場合、収集車が通行可能であることを確認しておくこと。

(イ) 作業の安全確保上、次のような場所には設置しないこと。

a 交差点付近に面する場所

b 原則として道路勾配が6パーセント以上の道路に面する場所

c 車両の通行上、見通しの悪い曲線状の道路に面する場所

d 電柱、支線等の障害物がある場所

e 転回広場のない袋路状道路及び収集車が転回できない場所

(ウ) 収集車が開発区域内を通行するときは、通行経路の路盤面から収集車の通行に支障がないよう高さ3m以上の空間を確保すること。

<p><b>ア</b> <u>ごみ集積所の面積等の設置基準、</u>          周辺の同意、立会検査の申請、ごみ集積所設置の申請、ごみ集積所の寄附、ごみ集積所の維持管理及びごみ集積所を建築物とする際の形状等については、「我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準」による。</p>	<p><b>ウ</b> <u>ごみ集積所の形状</u>  <b>(ア)</b> <u>集積所の形状は、コの字型とし、間口と奥行きの高さの比率は概ね3対1とする。</u>  <u>*「概ね」とは、10パーセントを限度とする。</u>  <b>(イ)</b> <u>集積所の構造は、鉄筋コンクリート造（吹付タイル等）又はコンクリートブロック造（化粧ブロック又は吹付タイル等）とし、次によるものとする。</u>  <b>a</b> <u>基礎は、鉄筋コンクリート造で、ベタ基礎又はL型基礎とする。</u>  <b>b</b> <u>立ち上がり部分の厚さは、12cm以上とする。</u>  <b>c</b> <u>高さは、1.2m以上2.0m以下とする。</u>  <u>*「コンクリートブロック造」の場合は、上記の他、建築基準法施行令第62条の8の規定（補強コンクリートブロック造の塀の基準）に適合するものとする。</u></p> <p><b>エ</b> <u>その他</u>          ごみ集積所を設置する際の周辺の同意、立会検査の申請、ごみ集積所設置の申請、ごみ集積所の寄附、ごみ集積所の維持管理及びごみ集積所を建築物とする際の形状等、<u>上記以外</u>については、「我孫子市ごみ集積所</p>
--	--



	設置及び維持管理基準」による。
--	-----------------

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。